

裁判官長谷部幸弥および北村ゆりに対する忌避申し立てについての陳述書

債権者 辻義則は以下の理由により裁判官長谷部幸弥および北村ゆりに対する忌避申し立ててるものであります。

そもそも、私たちは2011年3月に発生した東京電力福島第1原子力発電所の重大な「過酷事故」を目の当たりにして福井・若狭湾における原発群も同様の事故を起こしうる危険性が現に存在するため、生命と財産の保全ならびにかけがえのないびわ湖と滋賀の自然環境を放射能汚染から守るため、それが、ひいては近畿千4百万人の命を守るため、緊急の措置が要請されているという動機のもとに行ったものがありました。

(1) そうした、緊急性の認識のもと、関西電力が若狭湾に設置する原子力発電所の再稼働と運転の停止を求める仮処分命令の申し立てを平成23年8月2日に行つたにもかかわらず、この間2年近くにわたって延々と審尋が繰り返されるのみで、未だに、この事件に対する決定が出されないのは裁判官の怠慢としか言いようのないものです。裁判の迅速化が社会全体の要請となっているとき極めて不当な訴訟指揮が行われてきたと言わなければなりません。

(2) しかも、昨年の9月12日に行われた審尋では長谷部裁判長から「それぞれ、双方論点は出尽くしたようですね」、「正月を迎えますから」との発言があり、年内結審かと思わせる局面が生まれ、一部マスコミも「年明けにも決定か」と報道される事態も生まれました。ところが、明けて平成25年になっても、同じような審尋が繰り返されました。この間の審尋で長谷部裁判長は、「専門家チームによる活断層の調査が行われているので、その結果をまって判断したい」などといだしたので、私たちはその場で「私たちは活断層の問題だけを取り上げ危険であるとは主張していない」、「しかも規制委員会の下に設置された行政が行う調査結果を待たず裁判所の判断を求めているのであって、その結果を待つて、では司法の独立を自ら放棄することになる」「こうした調査が行われているのだから、その結果が出るまでは運転停止という命令こそ出すべきだ」と厳重に抗議する一幕も生まれました。

(3) ところが、こうした抗議や要請にもかかわらず、そして審尋において、なんら双方から主張書面も提出されず、あらたな争点が出てきたわけでもないのにもかかわらず平成25年4月17日に行われた審尋において長谷部裁判長は「7月に新しい規制基準が制定されるようだから、その基準の制定を待つて判断したい」、「したがって次回期日は7月10日にします」と勝手に期日を通告して終了を宣し退席するという、到底、認めがたい訴訟指揮を行いました。

すでに明らかにしてきたように、私たちは東京電力福島第1原子力発電所における過酷事故が、「安全神話」すなわち「事故は起こらない、という安全軽視の文化」のもとで現に人類史上最悪の事故を招いたのであり、そのおおもとにあった「安全基準」は安全を確保するには全く無力で効果・効力のないものであったことが明らかになったからこそ、原子

力発電を運転稼働させることは危険であるから差し止めを請求しているのです。

「基準」のないなかで運転を継続することは無法であり、だからこそ、政府は大飯の3号機、4号機について「暫定基準」なるものを定めて強引に再稼働させたのでしたが世論の厳しい批判にさらされていることは周知のことです。ましてや、長谷部裁判長のように「7月に新しい規制基準が制定されるようだから、その基準の制定を待って」などとするのは、そもそも私たちの主張を理解していないか、裁判を起こしたことの意味を根本から否定するものであって「仮処分の申し立て」そのものが成り立たないことになります。

憲法に保障された生命と財産の保全、安全で平和に生きる権利の侵害と危険性に対する防御を求める訴訟権の否定にもつながる不当な訴訟指揮であると言わなければなりません。よって両裁判官の忌避を申し立てるものです。速やかで公正な、そして司法への期待を裏切ることのない決定をお願いするものです。

2013年6月1日

住所

氏名

辻 敏則